

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年6月10日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

- 1 損害賠償の理由 令和7年2月13日午前9時15分頃、飛騨市神岡町朝浦地内の蟻川重機格納庫において、市職員が軒先の雪底落とし作業をしていたところ、屋根下の確認を怠ったため、格納庫周辺に駐車していた車両に落雪させ、破損させた。
- 2 損害賠償の額 金800,085円
- | | | |
|----------|-------|----------|
| 上記金額の内訳 | 車輛修理費 | 800,085円 |
| 相手方の過失割合 | 0% | 0円 |
| 飛騨市の過失割合 | 100% | 800,085円 |
- 3 損害賠償をする相手方の住所及び氏名